

岩手県告示第232号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県立御所湖広域公園（艇庫を除く。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表2に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

表1 有料公園施設の利用料金

1 レクリエーション広場

単 位		利用料金	
		一般、学生及び高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
1人3時間までごとに	普通使用（1回につき）	円 400	円 200
	回数使用（5回につき）	1,600	800

2 野球場

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
貸切使用	1時間までごとに	600円	300円

3 テニスコート

単 位	利用料金	
	一 般	学生及び生徒
1時間までごとに1面ごとに	400円	200円

表2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	円 1,230
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	410
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110
興行	1日までごとに		8,200
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		4,100